

ショートステイ 利用料金

<2割負担>

(1) 基本料金

(平成30年4月1日改正)

要介護	利用者負担段階	日額			
		サービス費 A	食費 B	滞在費 C	合計 D (A+B+C)
要介護5	第4段階	2,123円	1,380円	1,970円	5,473円
	第3段階		650円	1,310円	4,083円
	第2段階		390円	820円	3,333円
	第1段階		300円	820円	3,243円
要介護4	第4段階	1,978円	1,380円	1,970円	5,328円
	第3段階		650円	1,310円	3,938円
	第2段階		390円	820円	3,188円
	第1段階		300円	820円	3,098円
要介護3	第4段階	1,832円	1,380円	1,970円	5,182円
	第3段階		650円	1,310円	3,792円
	第2段階		390円	820円	3,042円
	第1段階		300円	820円	2,952円
要介護2	第4段階	1,674円	1,380円	1,970円	5,024円
	第3段階		650円	1,310円	3,634円
	第2段階		390円	820円	2,884円
	第1段階		300円	820円	2,794円
要介護1	第4段階	1,529円	1,380円	1,970円	4,879円
	第3段階		650円	1,310円	3,489円
	第2段階		390円	820円	2,739円
	第1段階		300円	820円	2,649円
要支援2	第4段階	1,391円	1,380円	1,970円	4,741円
	第3段階		650円	1,310円	3,351円
	第2段階		390円	820円	2,601円
	第1段階		300円	820円	2,511円
要支援1	第4段階	1,122円	1,380円	1,970円	4,472円
	第3段階		650円	1,310円	3,082円
	第2段階		390円	820円	2,332円
	第1段階		300円	820円	2,242円

※ サービス費・食費・滞在費は、各利用料金の負担軽減制度が適用となる場合があります。

※ サービス費：基本報酬+ (2) 加算費用の合計額。

※ 食費： 利用者に提供する食事の材料費及び調理費です。

(朝食350円 昼食560円 夕食470円)

※ 居住費： 施設・設備を利用し、生活する場合の室料+水道光熱費です。

(2) 加算費用 (利用者に通じて加算される費用)

加算項目	料金	内容等
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	12円	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上である場合。 ※区分支給限度基準額の算定対象から除外。
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	36円	夜勤職員の数が、最低基準よりも手厚く配置している場合。 ※要支援1・2の人は対象となりません。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合算額に8.3%	介護職員処遇改善の取り組みとしての加算となります。 ※区分支給限度基準額の算定対象から除外。

(3) 加算費用 (該当する利用者に加算される費用)

加算項目	料金	内容等
送迎加算(片道)	368円	ご自宅と当事業所間を送迎した場合に算定 ※曜日(土日祝日)・時間によっては送迎できない場合がございます。

送迎範囲：送迎範囲は岩見沢市・三笠市・栗山町・美瑛市(一心町、大通西北・南、大通東北・南、癸巳町、光珠内町北・下中の沢、進徳町西・東、西1条～5条北・南、東1条～8条北・南、南美瑛町大通り・北町・栄町北・栄町南・桜井町・下・新富町・中央通り・仲町・西町・南町、峰延町公園・東・本町・峰樺)